



鹿嶋市奨学金制度

「高塚奨学基金」ガイドブック



- ★ 貸与開始の提出物について ... P.2
- ★ 貸与について ... P.3
- ★ 貸与中の提出物について ... P.4
- ★ 連帯保証人・保証人について ... P.5
- ★ 退学・留年について ... P.6
- ★ 休学・進学について ... P.7
- ★ 引っ越し（住民票異動）について ... P.8
- ★ 返還について ... P.9,10
- ★ 返還終了後について ... P.11

★ 貸与開始の提出物について

☆ 提出するもの ☆

- ・ 誓約書
- ・ 新規奨学生用請求個票
- ・ 奨学生指定金融機関
- ・ 通帳の写し
- ・ 在学証明書
- ・ 市外在住者を保証人とする届出書
(※該当者のみ)

○ 上記のものを例年「**4月中**」に提出していただきます。

① 誓約書

奨学生本人、連帯保証人、保証人の氏名・本籍・住所・続柄などを記入し、押印して提出してください。

② 新規奨学生請求個票

必要事項を、記入例を参考にして記入し、押印して提出してください。

③ 奨学生指定金融機関

必要事項を、記入例を参考にして記入して提出してください。

④ 在学証明書

貸与開始学年の在学証明書を在学期に依頼し、提出してください。

⑤ 市外在住者を保証人とする届出書

該当がある場合には、必要事項を記入例を参考にして記入して提出してください。

★ 貸与について

貸与は、年度内に4回に分けて、指定された口座へ入金されます。
 貸与日は月末日になります。末日が祝日の場合は直前の平日に貸与します。
 貸与のスケジュールとしては以下のとおりです。

期別	貸与の時期
第1期 (4月・5月・6月分)	5月
第2期 (7月・8月・9月分)	7月
第3期 (10月・11月・12月分)	10月
第4期 (1月・2月・3月分)	1月



○ 貸与の停止条件

以下の理由に該当する場合は、奨学金の貸与を停止します。

貸与停止に該当する事由
1. 奨学生が死亡したとき。
2. 奨学生が休学したとき。
3. 奨学生が退学したとき。
4. 親権者、またはこれに代わる者が本市外に転出したとき。
5. 奨学生が傷病・疾病などのため、成業の見込みがないとき。
6. 奨学生の学業成績または性行が不良となったとき。(留年を含む)
7. 奨学生が貸与を辞退したとき。
8. 奨学生が奨学金を必要としない理由が発生したとき。
9. その他奨学生として適当でないと認められるとき。

上表の事由3、6の「退学」「留年」の場合は、P6の「退学・留年について」にて、
 事由2の「休学」の場合は、P7の「休学・進学について」で詳しく説明します。

★ 貸与中の提出物について

貸与2年目以降は、毎年、**貸与継続が可能かどうか**を確認するため、4月中旬ごろまでに以下の書類を提出していただきます。

☆ 提出するもの ☆
1. 学業成績証明書（在学学校発行のもの）
2. 在学証明書（在学学校発行のもの）
3. 奨学生用請求個票

1. 学業成績証明書

在学する学校にて、貸与年度の前年度のものを発行してもらい、提出してください。

2. 在学証明書

貸与年度の4月1日以降に発行されたものを提出してください。

3. 奨学生用請求個票

必要事項を、記入例を参考にして記入して提出してください。



★ 連帯保証人・保証人について

連帯保証人、保証人は**貸与開始時に設定**していただきます。設定した連帯保証人・保証人は下の表に記入してください。

➤ 連帯保証人

奨学生が**未成年**の場合は、基本的に**奨学生の父母**、またはそれに代わる者（後見人）になっていただきます。

奨学生が**未成年でない**場合は、保証人とは別の独立した生計を営む者を設定していただきます。

➤ 保証人

基本的には、**奨学生のおじ・おば**になっていただくことが多いですが、**奨学生の世帯とは、別の生計を営む者**であれば、どなたでも構いません。

- 連帯保証人、保証人は貸与開始時に「誓約書」を貸与終了後、「借用証明書」等に記入していただきます。
- 奨学生本人の返還が滞った場合、ご連絡を差し上げることがあります。
- また、**連帯保証人は奨学生に代わり返還する義務が発生します。**
- **連帯保証人・保証人が死亡してしまった場合は速やかに別の連帯保証人・保証人を立ててください。**

貸与開始時に設定した連帯保証人・保証人

連帯保証人	
保証人	



★ 退学・留年について

退学または留年した場合、奨学金の貸与は停止します。貸与停止後は半年（6ヶ月）の期間を置いて、返還が始まります。

退学・留年した場合は以下の書類を提出していただきます。

貸与停止理由	提出が必要な書類
退学	① 退学届（学校の証明印が必要） ② 借用証明書 ③ 返還計画明細書
留年	① 借用証明書 ② 返還計画明細書

※ なお、届出書類は鹿嶋市 HP よりダウンロードできます。記入例も記載しておりますのでご確認ください。

※ 返還についてご不明の場合は鹿嶋市教育委員会 総務就学課 までお問合せください。



★ 休学・進学について

諸事情により、休学する場合は、「休学届」を提出していただければ、貸与は停止されます。また、**復学した場合にも届出が必要です。**

また、進学し、奨学金の返還が不可能な場合、返還を先送りにする「**猶予**」が可能です。

状況	提出が必要な書類
休学	休学届（鹿嶋市奨学金制度の様式） ※休学が1年以上続く場合が、年度毎に①の提出が必要となる。 ⇒ 貸与停止
復学	復活願（鹿嶋市奨学金制度の様式） ※復学した場合に、貸与も復活することができるため、届出が必要になる。
進学	① 返還猶予願 ② 借用証明書 ③ 返還計画明細書

※ なお、届出書類は鹿嶋市 HP よりダウンロードできます。記入例も記載しておりますのでご確認ください。

※ 返還についてご不明の場合は鹿嶋市教育委員会 総務就学課 までお問合せください。



★ 引っ越し（住民票異動）について

奨学生が奨学金を貸与されている間、奨学金を返還している間に、住民票の異動をした方は、住所変更の届出をしなければいけません。

また、連帯保証人・保証人が住民票を異動した場合も同じです。
（引っ越しをしたが、住民票の異動はしていない方は、不必要です。）

対象者	状況	提出が必要な書類
奨学生 連帯保証人 保証人	引っ越しをした (住民票も異動した)	① 「奨学生(連帯保証人・保証人)住所(氏名)変更(転籍)届」 ② 住民票（引っ越し先のもので、続柄、本籍が記載されており、マイナンバーの記載はないもの）
奨学生 連帯保証人 保証人	引っ越しをした (住民票は異動していない)	提出するものはなし

※ なお、結婚等で氏名が変更した場合も①の届出が必要になります。ご注意ください。

※ 氏名が変更し、奨学金返還口座の氏名なども変更した場合は、教育委員会 総務就学課にまで必ずご連絡ください。



★ 返還について

貸与が終了した後、以下の書類を提出して頂きます。

貸与終了後、提出が必要な書類	記入に関する注意事項
1 借用証明書	奨学生本人と連帯保証人・保証人の署名が必要な箇所がありますが、この時の連帯保証人・保証人は 貸与開始時に設定した連帯保証人・保証人 になります。 また、押印も必要になります。 ※ 返還開始時に連帯保証人・保証人が死亡してしまっている場合は、別の連帯保証人・保証人を立てる必要があります。
2 返還計画明細書	空欄は作らないように記入してください。 連絡先 は今後返還していく上で 重要な ので、 <u>必ず記入</u> してください。

返還期限は**最長 10 年**となります。10年間で返還できるような計画を立て、返還しましょう。**(※返還が 10 年にて完了できない場合は、返還金に加えて延滞金を頂きます。)**

返還方法は、基本的に**口座引き落とし**となります。口座引き落としがどうしても難しい場合は、納付書にて返還して頂きます。

返還計画は、**月賦（月払い）**、**半年賦（半年払い）**、**年賦（年払い）**の三つの中から選択でき、自身が返還したい年数にて計算して、計画を作成してください。

返還途中で一括返還も可能ですので、その場合は 鹿嶋市教育委員会 総務就学課までご相談ください。

次頁にて、返還計画の例を紹介します。

※ **返還中に連絡先など異動があった場合は、必ず住所の変更を届出てください。**



○ 返 還 計 画 例

【月賦（月支払い）】

月 30,000 円の貸与を 4 年間（48 か月分）貸与されていた場合、
返還する金額の合計は、1,440,000 円

これを 10 年間で返還する場合は、120 回払いになるので、
 $1,440,000 \text{ 円} \div 120 \text{ 回} = 12,000 \text{ 円}$ （月で支払う金額）

⇒ 月 12,000 円の支払にて、10 年間 120 回支払い

• 8 年で返還する場合

8 年間で 96 回払いなので、

$1,440,000 \text{ 円} \div 96 \text{ 回} = 15,000 \text{ 円}$ （月で支払う金額）

⇒ 月 15,000 円の支払にて、8 年間 96 回支払い



【半年賦（半年払い）】

月 30,000 円の貸与を 4 年間（48 か月分）貸与されていた場合、
返還する金額の合計は、1,440,000 円

これを 10 年間で返還する場合は、20 回払いになるので、
 $1,440,000 \text{ 円} \div 20 \text{ 回} = 72,000 \text{ 円}$ （半年で支払う金額）

⇒ 半年 72,000 円の支払にて、10 年間 20 回払い

• 6 年で返還する場合

6 年間で 12 回払いなので、

$1,440,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 回} = 120,000 \text{ 円}$ （半年で支払う金額）

⇒ 半年 120,000 円の支払にて、6 年間 12 回支払い



★ 返還終了後について

返還が終了した後は、返還開始時に提出いただいた、「借用証明書」と「返還計画明細書」を郵送にてお返しいたします。これをもって返還完了とさせていただきます。



最後に...

「鹿嶋市奨学金」は、故 高塚正義氏による寄付金を基に運営しており、これまで、多くの鹿嶋市の優秀な学生の学業を支援してきました。

奨学金は「貸与」されるもので、返還が義務付けられます。
借りたお金を返還しないことは、みなさんの後輩の機会を奪うこととなります。
みなさんの後輩の学業のためにも、借りた奨学金は必ず返還しましょう。

もし、返還が難しくなった場合は、すぐに下記の間合せ先までご相談ください。



○ お問い合わせ先
鹿嶋市教育委員会 総務就学課
〒 314-8790
鹿嶋市大字平井 1187 番地 1
市役所 2F 5 番窓口
TEL 0299-82-2911 (内線:522)
FAX 0299-83-7894